

葛巻町農業委員会 第4回総会議事録

1 日 時 令和6年10月22日(火) 午後1時31分から午後1時47分

2 会 場 葛巻町役場 まき×まきホール

3 会議に付した議案

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第2号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について

報告第3号 農地の現状変更完了報告書の受理について

議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

議案第2号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて

4 出席委員

①門 場 政 一

②久 保 淳

④明 石 義 信

⑤折 元 大 樹

⑥戸 花 豪 紀

⑦山 本 一 英

⑨外 平 静 子

5 欠席委員

③藤 森 康 隆

⑧星 野 順 子

6 議事録署名委員

②久 保 淳

⑨外 平 静 子

7 書記(農業委員会事務局)

大久保 栄作(事務局長) 和 野 美 歌(事務局長補佐)

議 長（門場会長）

ただ今から、葛巻町農業委員会第4回総会を開会します。本日の出席委員は9名中7名で、定足数に達しておりますので総会は成立いたします。なお、3番藤森委員、8番星野委員から欠席の申し出がありましたの報告いたします。また、13番市村推進委員、14番辰柳推進委員からも欠席の申し出がありましたのでお知らせいたします。本日の総会提出議案はお手元の議案書のとおりです。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は2番久保職務代理、9番外平委員のお二人を指名いたします。また、会議書記は、事務局職員の大久保事務局長と和野補佐を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定を行います。会期は、本日1日と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（門場会長）

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第3、会務報告について事務局の説明を求めます。和野補佐。

事務局（和野補佐）

月 日	内 容	出 席 者
9月25日	地域計画策定に向けたWEB意見交換会 （4階 ワークブース2）	和野
9月27日	地域計画策定に向けた担当者打合せ （4階 ワークブース2）	和野
10月2日	農業者年金基金第42回運営評議員会 （3階 ミーティングスペース）	久保代理
10月8日	岩手県農業会議巡回指導（3階 ミーティングスペース）	大久保事務局長、和野
10月9日	第14回葛巻町和牛共進会 （くずまき高原牧場 チャレンジハウス）	門場会長、星野委員、 外平委員、山崎推進委員
10月11日	市町村農業委員会事務局長会議・研修会 （3階 ミーティングスペース）	大久保事務局長
10月15日	現地調査（町内）	明石委員、外平委員、和野
10月17日	町総合計画審議会（4BC会議室）	星野委員

議 長（門場会長）

ただ今の報告について何かご発言がございましたら、どうぞ。

（「なし」の声あり）

議 長（門場会長）

ないようですので以上で日程第3、会務報告を終わります。

次に日程第4、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理についてを議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。和野補佐。

事務局（和野補佐）

議案書は1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の3第1項の規定による届出書は2件でございます。

1番は●●地区の●●●●さんが田2筆、畑6筆を相続し、登記が完了したことにより取得したものです。

2番は●●市の●●●●さんが田1筆、畑5筆を相続し、登記が完了したことにより取得したものです。

面積等はいずれも記載のとおりです。受理通知書については、10月17日に送付させていただいております。以上でございます。

議 長（門場会長）

この報告は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を4番明石委員にお願いします。

4 番（明石委員）

現地確認の結果を報告します。

1番は、田2筆は利用されておりませんでした。畑6筆のうち1筆はデントコーン畑、2筆は管理され、3筆は利用されておりませんでした。

2番は、田1筆は牧草地として、畑5筆のうち2筆は牧草地、1筆は家庭菜園、2筆は利用されておりませんでした。以上です。

議 長（門場会長）

以上で報告が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

（「なし」の声あり）

議 長（門場会長）

ないようですので、以上で報告第1号を終了いたします。

次に日程第5、報告第2号、農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理についてを議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。和野補佐。

事務局（和野補佐）

議案書は2ページをご覧ください。農地法に基づく転用許可の条件として、転用許可を受けた者は工事が完了するまでの間、許可の日から3ヶ月後及びその1年ごとに工事の進捗状況を報告し、工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告することになっております。

今月は1件の工事進捗状況報告書を受理しました。

●●地区の●●●●さんが住宅建築のため永久転用許可を受けた分の1回目の報告書で、9月11日に報告書が提出されました。10月15日に明石委員と外平委員が、工事の進捗状況を確認しております。なお、地区担当の辰柳委員からは特に意見等ない旨、報告を受けております。以上でございます。

議 長（門場会長）

この報告は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を9番外平委員にお願いします。

9 番（外平委員）

現地確認の結果を報告します。基礎、上棟の工事が終わり、ユニットバスなど設備の設置工事が行われており、進捗状況は約60%とのことでした。以上です。

議 長（門場会長）

以上で報告が終わりました。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

議 長（門場会長）

ないようですので、以上で報告第2号を終了いたします。

次に日程第6、報告第3号、農地の現状変更完了報告書の受理についてを議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。和野補佐。

事務局（和野補佐）

議案書は3ページをご覧ください。農地の効率的な活用のため、段差の解消、耕作道や農業用水路を作ったりするときに事前に現状変更届、完了後にも届出が必要で、今月は完了届1件を受理しましたのでご報告いたします。

●●●地内の田で農地の段差を解消し、草地として効率よく使用するための現状変更です。完了報告書は9月17日に提出されました。なお、地区担当の柳岡推進委員からは、特に意見等ない旨、報告を受けておりますので併せて申し添えます。以上でございます。

議 長（門場会長）

この報告は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を4番明石委員にお願いします。

4 番（明石委員）

現地確認の報告をします。

段差が解消され、今後、草地として利用される予定となっており、作業効率は改善されると思われました。以上です。

議 長（門場会長）

以上で報告が終わりました。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

議 長（門場会長）

ないようですので、以上で報告第3号を終了いたします。

次に日程第7、議案第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。和野補佐。

事務局（和野補佐）

議案書は4ページをご覧ください。所有権移転についてご説明いたします。農地中間管理機構、農地バンクの事業で農地中間管理機構が地権者から農地を買い入れ、担い手である農家へ売り渡すものです。

この農地は、岩手県農業公社が所有している●●第●●地割●●の田4筆2,692㎡、畑1筆2,944㎡、計5筆5,636㎡を、●●地区の●●●●さんへ売買するものです。利用目的、売買価格等はお目通しください。以上でございます。

議 長（門場会長）

以上で説明が終わりました。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

議 長（門場会長）

ないようですので採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（門場会長）

異議なしと認め、採決に移ります。議案第 1 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長（門場会長）

挙手全員です。よって議案第 1 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定いたします。

次に日程第 8、議案第 2 号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについてを議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。和野補佐。

事務局（和野補佐）

議案書は 5 ページをお願いします。適用外証明とは、現況が非農地である土地について、その土地の所有者等からの申請に対し、市町村の農業委員会が行う農地法の適用を受けない土地である旨の証明のことです。今月は 2 件の提出がありました。

1 番は●●地区の●●●●さん所有の●●第●地割●●●の畑 1 筆 154 m²です。6 ページをご覧ください。農地以外の目的に供されるに至った事由は、自分ではなく●●●●さんの所有地であると認識、また●●さんの住宅の増築部分となっており約 25 年経過し、現在に至っているものです。申請地の位置図につきましては、7 ページをご覧ください。

2 番は●●地区の●●●●さん所有の●●第●地割●●●の畑 3 筆、計 1,359 m²です。この 1 番と 2 番は一帯の農地となっております。8 ページをご覧ください。農地以外の目的に供されるに至った事由は、農地であるという認識がなく、住宅や作業小屋を建築、さらに増築し、また庭や通路として使用し現在に至っているものです。申請地の位置図につきましては、9 ページをご覧ください。なお、地区担当の遠藤推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので併せて申し添えます。以上でございます。

議 長（門場会長）

以上で説明が終わりました。この議案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を 9 番外平委員にお願いします。

9 番（外平委員）

現地確認の報告をします。

1 番については、もともと狭い農地で住宅の増築部分となっており、農地として使用されることはないと思われました。

2 番は畑 3 筆に住宅・小屋がまたがって建築・増築されており今回住宅等の部分のみに分筆が行われこの部分は今後農地として使用されることはないと思われます。以上です。

議 長（門場会長）

以上で報告が終わりました。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

議 長（門場会長）

ないようですので採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（門場会長）

異議なしと認め、採決に移ります。議案第 2 号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについては原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長（門場会長）

挙手全員です。よって議案第 2 号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについては原案のとおり決定いたします。

以上で本日の日程がすべて終わりましたので、葛巻町農業委員会第 4 回総会を閉会いたします。